

新型コロナウイルス感染症に関する費用補償追加条項のご案内

感染症を原因とする利益損失・費用等を補償する各種商品を対象に、新型コロナウイルス感染症による消毒等の費用をお支払いする商品改定を実施いたします。

追加条項の概要

新型コロナウイルス感染症に関する費用補償追加条項

保険の対象の施設が、新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合に、保健所等の指示に基づく消毒等の費用や休業による損失などに対して保険金20万円をお支払いします。

対象契約

令和2年2月1日*（遡及日）以降に保険責任を有している以下記載の感染症による休業損失を補償する契約に本追加条項が自動的に付帯されます。

*「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日です。

- ①新総合賠償共済制度：休業補償（オプション）
- ②おみせのマスター：休業ユニット

2020年度

全飲連「新総合賠償共済制度」「おみせのマスター」

（標準営業約款・事業活動総合保険「ビジネスマスタープラス」）

【保険期間（ご契約期間）：2020年8月1日午後4時から2021年8月1日午後4時までの1年間】

【加入申込締切日】
2020年7月20日(月)全飲連必着

※中途加入につきましては標準価格をご確認ください。

ワイドプランS1型～S3型と
とおみせのマスターは
標準営業約款
「Sマーク」対応！



お申込み方法

加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、所属の支店、組合事務所まで、お金を添えてお申込みください。
※保険料の現金は、必ず店舗ごとにお申し込みください。

もくじ	
■充実した補償内容をご希望の方は…	ワイドプラン P1
■スリムな補償内容でリーズナブルな保険料をご希望の方は…	エコミープラン P7
■オプション 食中毒が発生してしまった際の利益損失を補償したい方は…	休業補償 P9
■物損害・賠償・休業リスクをまとめて補償する総合型共済…	おみせのマスター P11
■重要事項等説明書	P19

※本会の加入業務（加入・引当書）および記名被保険者（保険の補償を受ける方）で加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方は全飲連の組合員になります。
※本会が主催する全飲連共済制度とは全飲連が引当保険会社である協栄（株）に日本業と提携して運営する「標準営業約款（標準活動総合保険）ビジネスマスタープラス」です。

厚生労働省認可団体 全国飲食業生活衛生同業組合連合会

全飲連 あんしん共済

2020年度

おみせのマスター

（標準営業約款「ビジネスマスタープラス」ワイドプラン）

お申込締切日（全飲連必着日）：2020年7月20日（月）



物損害リスク

+

標準営業約款
「Sマーク」対応！

休業リスク

+

総合型共済！

賠償リスク

+

加入手続きも簡単！

これ1つで「おみせ」は安心！

【保険期間（ご契約期間）】
2020年8月1日午後4時～2021年8月1日午後4時（1年間）

□お申込締切日：2020年7月20日（月）
□加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、**保険料は必ず所定の額払戻にてお申し込みください。**
□中途加入の方法は、取扱代理店までお問い合わせください。
□加入対象者および記名被保険者（保険の補償を受ける方）は、全飲連の組合員にかぎりません。

全国飲食業生活衛生同業組合連合会
〒1100-0004 東京都中央区銀座一-8-2 全飲連会館4階
TEL:03-5402-8830 FAX:03-5402-8839

追加条項の保険料

本追加条項の付帯による追加保険料は発生しません。

留意事項

1. 支払条件

以下の①および②の条件を満たした場合に保険金20万円をお支払いします。

①令和2年2月1日以降に事故※1が発生したこと

②【新規契約※2のみ】保険責任開始日の翌日から14日間の免責期間を経過していること

※1 施設が新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合に、保健所その他の行政機関が施設の消毒、隔離その他の処置の指示、命令等を行うことをいいます。

※2 新規契約には、中途更改・更改時に新たに対象契約に合致した場合（注）を含みます。

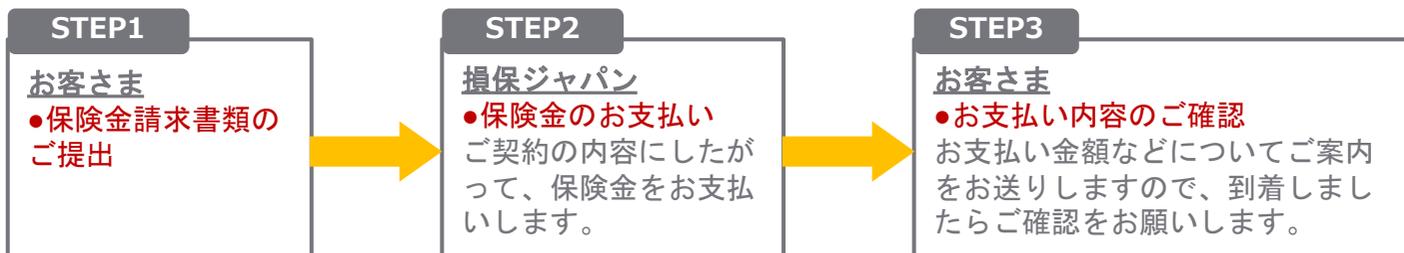
（注）特定感染症を補償する特約等を新たにセットした場合などをいいます。

2. その他

- ・保険期間中に事故の発生回数に関わらず、1回のみお支払いします。なお、保険期間が1年を超える場合は契約年度ごとに1回となります。
- ・契約方式により異なりますが、被保険者毎、敷地内毎、事業所毎等に20万円とします。
- ・事故が発生していない自主休業はお支払いの対象外です。

ご請求手続き

<お支払いの流れ>



1. 必要書類

保険金請求書 兼 事故発生に関する申告書

※メールまたは郵送でご案内いたします。

2. 請求方法

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110 おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日：午後5時～翌日午前9時 土日祝日：24時間（12月31日～1月3日を含みます。）

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

■このチラシは概要を説明したものです。詳細につきましては、追加条項等をご確認ください。
また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

 損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>
SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

丸紅セーフネット株式会社

法人営業部営業第五課（担当：阿部）
〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア3階
メールアドレス.akimoto-y@m-inc.co.jp
TEL 03-5210-2760

【受付時間】平日：9:15～17:00（12月29日～1月3日は休業）

（SJ20-50027）2020年5月8日作成
（石川県組合）2022年7月修正